

○宇城広域連合潜水業務規程

平成19年4月1日 宇城広域連合訓令第42号
改正 平成20年6月1日 宇城広域連合訓令第11号

(目的)

第1条 この規程は、自給気潜水器具を使用して潜水を実施する場合の事項を定め、もって潜水業務の安全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自給気潜水 自ら携行するボンベから吸気を受けて潜水することをいう。
- (2) 潜水業務 潜水作業又は潜水訓練をいう。
- (3) 潜水作業 自給気潜水により第9条に定める作業を行うことをいう。
- (4) 潜水訓練 自給気潜水の知識及び技術の維持並びに向上を図るために行う訓練をいう。
- (5) 潜水指揮者 消防署長をいう。ただし、消防署長に事故があるときは、副署長又は消防課長がこれに当たる。
- (6) 潜水隊長 潜水指揮者の指名を受け、潜水業務を行う現場において、潜水員及び潜水補助員を直接指揮する者をいう。
- (7) 潜水班長 潜水指揮者の指名を受け、潜水業務を行う現場において、潜水員の指導に当たる者をいう。
- (8) 潜水員 潜水隊長の指名を受け、潜水業務を実施する者をいう。
- (9) 潜水補助員 潜水指揮者の指名を受け、潜水隊員の補助及び潜水業務に関する研修に努める者をいう。
- (10) 潜水指導員 潜水指揮者の指名を受け、潜水業務における安全管理並びに安全衛生教育その他潜水業務に関する研修及び指導に努める者をいう。

(潜水隊員)

第3条 潜水隊員は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第75条の規定による潜水土免許試験に合格した者の中から、潜水指揮者の推薦により消防長が指名するものとする。

2 潜水隊員は、高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号。以下「省令」という。）第38条の医師による健康診断の結果、潜水業務に支障がないと判断された者でなければならない。

3 消防長は、健康管理上適当でない者又は潜水隊員としての遵守事項を守らず、潜水隊員としてふさわしくない者と認められた者については、第1項の規定による指名を取り消すことができる。

（潜水指導員）

第3条の2 潜水指導員について、次の事項を定める。

- （1） スクーバ潜水研修を修了し、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第35条の教育を修了した者
- （2） 潜水隊長以下の隊員に対し、安全管理面及び安全衛生面から潜水業務の指導を行わなければならない。
- （3） 災害発生状況及び潜水隊員の状況に応じ潜水指揮者が必要と認める場合は、潜水隊員として潜水業務に従事しなければならない。

（潜水隊の組織）

第4条 潜水隊は、宇城広域連合北消防署及び南消防署の所轄とする。

- 2 潜水指揮者は、潜水作業を速やかに実施するために救助工作車に潜水資機材を積載し、潜水隊員又は潜水補助員を救助隊の編成に加えないなければならない。

（潜水隊の編成）

第5条 潜水隊は、潜水隊長1人、潜水員2人及び潜水補助員1人をもって1隊とする。なお、潜水補助員は、潜水隊員を兼務することができる。

- 2 潜水隊は、当務及び非番潜水隊員をもって充てるものとする。
- 3 2隊以上の潜水隊をもって潜水業務を実施する場合の潜水隊長は、1人とすることができる。

（潜水資機材）

第6条 潜水資機材は、潜水資機材一覧表（別表）により管理する。

- 2 潜水資機材は、南消防署に配備するものとする。
- 3 潜水隊員は、潜水資機材の保全に努め、潜水業務の実施に際して、その使用に支障を来さないようにしなければならない。
- 4 潜水資機材の維持管理については、南消防署で行うものとし、点検については、潜水資機材点検簿（様式第1号）に定めるところにより、週1回及び使用の都度行うものとする。
- 5 潜水資機材の搬送については、潜水隊の出動指令により、直ちに宇城広域連合の潜水隊員又はその他の隊員により事故現場へ搬送するものとする。

（出動区域）

第7条 潜水隊の出動区域は、管内の海岸、河川、湖沼等とする。ただし、消防長が必要と認めるときは、区域外にも出動させることができる。

（出動指令）

第8条 潜水隊の出動指令は、消防長の命を受け、通信指令課長の出動指令に基づき通信指令課が発するものとする。

- 2 通信指令課は、水難事故が発生した旨の通報を受けたとき又は水難事故が発生したことを知ったときは、当該事故概要の的確な把握に努め、直ちに出勤指令を発するとともに管轄分署長及び関係機関に通報しなければならない。

(潜水作業)

第9条 潜水作業は、次に掲げるものとする。

- (1) 人命救助のための水中における作業
- (2) その他消防長が必要と認めた水中における作業

(現場指揮)

第10条 潜水作業の現場指揮は、潜水指揮者がとるものとする。ただし、潜水指揮者が現場に到着するまでは、副署長、消防課長又は救助隊長が当たるものとする。

- 2 潜水指揮者は、潜水作業を遂行するため必要があるときは、他の消防隊及び救助隊の応援を求めることができる。
- 3 前項に規定する場合において、応援を求められた消防隊及び救助隊は、潜水作業が円滑に遂行されるように協力しなければならない。

(活動報告)

第11条 潜水隊長は、潜水作業に従事したときは、速やかに救助活動報告書により消防長に報告しなければならない。

(潜水訓練)

第12条 潜水指揮者は、自給気潜水の知識、技術の維持及び向上を図るため年間及び月間の訓練計画を作成し、消防長の承認を得なければならない。また、特別に訓練を必要とするときは、別に訓練計画を作成するものとする。

- 2 潜水隊長は、前項の訓練計画に基づき訓練を実施しなければならない。

(潜水の基準)

第13条 潜水業務の潜水指揮者、潜水隊員等は、潜水業務を実施する場合は、次に定める基準を守らなければならない。

- (1) 水深は、10メートル未満とする。ただし、人命救助又は潜水訓練を行う場合は、20メートル未満とすることができる。
- (2) 水温は、摂氏7度以上とする。ただし、人命救助又は潜水訓練を行う場合は、この限りでない。
- (3) 海潮流又は水流流速は、1.0ノット以下とする。その他の場合にあつては、潜水指揮者と潜水隊長が協議の上決定する。
- (4) 水中の視界は、0.5メートル以上とする。ただし、人命救助又は潜水訓練を行う場合にあつて海、水面が静穏なときは、この限りでない。

（５） 潜水業務は、日の出から日没までの間に実施するものとする。ただし、日没から日の出までの潜水業務については、事故現場の活動位置が特定され、水面及び水中の照明が確保でき、かつ、緊急を要する人命救助を行う場合に限り、潜水指揮者、潜水隊長及び潜水班長が協議の上行うものとする。

（６） その他消防長が特に必要と認めた場合
（潜水隊員の心得）

第14条 潜水隊員は、次の事項を守らなければならない。

- （１） 潜水隊員と融和、協力し、団結を固め潜水隊長の統制の下で毅然とした行動を行うこと。
- （２） 潜水救助の技術の研究、体力、気力の鍛錬に努めるとともに、常に反省と修養を積み、潜水隊員たる使命と任務を自覚し、規律の厳守に努めるものとする。
- （３） 潜水業務に当たっては、常に潜水資機材の保全に努め、その使用に支障を来たさないよう心がけるものとする。
- （４） 潜水資機材の破損又は紛失があった場合は、速やかに消防長へ報告するものとする。
（安全対策）

第15条 潜水指揮者又は潜水隊長は、潜水業務を実施する場合、潜水員の健康状態が自給気潜水に適するものであることを確認しなければならない。

- 2 潜水隊長は、潜水業務を実施する場合、潜水員の使用する潜水器及び圧力調整器を点検するとともに、水中時計、水深計、水中ナイフ等を携行させるほか救命胴衣を着用させなければならない。
- 3 潜水補助員は、潜水員の装備着用に際し、これを補助するとともに点検を実施し、潜水を開始する直前潜水員に対し潜水業務に使用するボンベの現に有する給気能力を知らせなければならない。また、潜水員の異常の有無について監視し、潜水・浮上を適正に行わせなければならない。
- 4 暗所、閉所又は救助艇等により直下で潜行又は浮上する場合は、水深を表示したさがり網を備えて、これを潜水員に使用させなければならない。
- 5 水深10メートル以上の場所において潜水業務を行う場合には、省令第27条に定める作業時間の基準に従って当該業務に従事させなければならない。
- 6 潜水員が浮上を行う場合又は潜水員に浮上を行わせる場合は、毎分10メートル以下とする。ただし、水深10メートル以上の場所において潜水業務を行う場合は、省令第31条の規定を適用する。
- 7 潜水補助員が自給気潜水器具を使用して潜水訓練を行う場合は、潜水員2人以上が同行し、安全に十分配慮して実施する。

(潜水経歴簿の記入)

第16条 潜水隊長は、潜水業務を実施した場合、潜水業務日誌（様式第2号）に必要な事項を記入するとともに、潜水経歴簿（様式第3号）に必要な事項を記入するものとする。

(潜水隊員の特別定期健康診断)

第17条 消防長は、毎年4月及び10月の2回、省令第38条の規定による特別定期健康診断を実施し、潜水隊員の健康状態が自給気潜水に適するものであることを確認するとともに、潜水指揮者は、その健康診断個人表を潜水経歴簿に編てつするものとする。

(帳簿等)

第18条 この規程を実施するため、次に掲げる簿冊を備えるものとする。

- (1) 潜水資機材点検簿（様式第1号）
- (2) 潜水業務日誌（様式第2号）
- (3) 潜水経歴簿（様式第3号）
- (4) 潜水隊員台帳（様式第4号）

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月1日宇城広域連合訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

潜 水 資 機 材 一 覧 表

番号	品 名	番号	品 名

様式第1号 (第6条、第18条関係)

潜水資機材点検簿

潜水用具No.()

品名	数量	品名	数量

品名(型式)	購入年月日 点検年月日	異常の有無	処置の状況

品名(型式)	購入年月日 点検年月日	異常の有無	処置の状況

様式第2号（第16条、第18条関係）

潜 水 業 務 日 誌

年 月 日 曜日		署 長	副署長	課 長	係 長	係 員
第 小隊 天候						
災 害 出 動 記 録	発 生 日 時					
	発 生 場 所					
	災 害 種 別		出 動 人 員			
	出 動 車 両					
	活 動 概 要					
	使用資機材					
	備 考					
訓 練 計 画	時 間	内 容			場所・その他	
	時 分					
	使用資機材					
	参 加 者 名					
	備 考					

[illegible]

第8編 消防 （宇城広域連合潜水業務規程）

様式第4号（第18条関係）

潜 水 隊 員 台 帳

階 級		氏名		生年月日	
現住所					
免許取得日	年 月 日				
血液型		体 重			
身 長		胸 囲			
記 録					
年月日					
年月日					
年月日					
年月日					
資格免許		取得日			
		取得日			
		取得日			
		取得日			

研 修 歴	年月日	内 容								
年月日	身長	体重	胸囲	視力		聴力		肺活量	血压	備考
				右	左	右	左			
	cm	kg	cm					CC		
	cm	kg	cm					CC		
	cm	kg	cm					CC		
	cm	kg	cm					CC		
	cm	kg	cm					CC		
備 考										